

平成 29 年 1 2 月 2 1 日
環境資源対策課作成

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の骨子について

1 改正の概要

秦野市伊勢原市環境衛生組合がごみ処理手数料を改正することに合わせ、本市の秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を見直した結果、第 20 条に定める一般廃棄物の手数料について、次のとおり改正します。

- (1) 現在、本市は、事業系の一般廃棄物の収集、運搬及び処理を行っていないため、削除します。
- (2) 容器包装プラスチックの搬入について、現在、市長が指定する施設への搬入がないため、削除します。

2 改正の内容案

※ 第 20 条別表の改正案は次のとおり。(下線部を削除します)

種別	取扱区分	手数料
上記以外 の一般 廃棄 物	(1) <u>排出量が常時 1 日平均 10 キログラム以上又は一時に 100 キログラムを超えるものを本市が収集し、運搬し、及び処分するとき。</u>	<u>1 キログラムにつき</u> <u>39 円</u>
	(2) <u>一般廃棄物収集運搬事業者が規則で定める容器包装プラスチックを市長が指定する施設へ搬入するとき。</u>	<u>1 キログラムにつき</u> <u>19 円</u>